

これがあれば実現できる！／あれを使えばかっこ良い！

令和7年度 アーツカウンシル金沢 助成プログラム 「環境整備支援」募集要項

本支援は金沢市における文化芸術活動のための物品調達等へのフォローアップを行うことで、表現の質の向上、新しいプロジェクトへの挑戦、イベントや展示規模拡大などの可能性を広げることを目的に、一般に公開される上演・展示・アートプロジェクトその他創造活動に対して助成金を交付するものです。

1. 対象者

金沢市在住者もしくは、金沢市内を活動拠点とする個人・団体

2. 対象事業

原則として金沢市内及び近郊（白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）で実施され、一般に公開される上演、展示、ワークショップ、アートプロジェクト、その他の創造活動にかかる事業で、申請時から申請時から6か月以内に活動が終了するもの。

※以下に該当する事業は対象外となります。

金沢市及び金沢市外郭団体の主催・共催事業／金沢市及び金沢市外郭団体から助成を受けているもの／営利を目的とするもの／政治的又は宗教的な宣伝意図を持つもの／慈善事業への寄付行為を主な目的とするもの／特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの／教室の行う稽古事や習い事の発表会、その他特定の会員を対象とするもの／学校のクラブ活動その他学校教育に係るもの／第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの、またはそのおそれがあると認められるもの／安全対策等、開催に際して不備の認められるもの／公序良俗に反するもの

3. 助成金額：上限 50,000 円

※対象経費：助成対象事業の実施に要する経費のうち、アーツカウンシル金沢が助成の対象として認める経費（別紙参照）

※助成金額：対象経費の1/2（1,000円未満は切り捨て）

※助成金の交付：申請→採択→事業実施→終了報告→金額確定→請求→振込のプロセスを経て交付します。（下線部が申請者の作業となります。）

4. 申請方法

アーツカウンシル金沢のウェブサイトに掲載している申請書、事業計画書に必要事項を記載し、郵送、持参、メール、いずれかの方法で提出してください。なお、予算の関係上、採択件数が予定していた数に達した場合は、受付を終了する場合があります。

URL：<https://artscouncil-kanazawa.jp/program/business/support/>

受付期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日 毎月末日〆切（必着）

※直接持参する場合は、土日祝日及び年末年始（12月27日～1月4日）を除き、9時～17時まで受け付けます。

※メールの場合は件名を「環境整備支援応募申込」としてお送りください。

5. 採択

アーツカウンシル金沢において、交付申請書類の内容の確認後、以下の審査基準を考慮して採択します。採択結果は、申請受付した月の翌月10日までに申請者あてにメールで通知します。

審査基準

- ① 文化芸術活動の新たな可能性や多様性を提示する取り組みかどうか
- ② 文化芸術活動の発展や裾野の拡大に資する取り組みかどうか
- ③ 文化芸術活動をととした社会課題への優れた取り組みかどうか

採択件数

年度内に10件程度

※必要に応じて審査前に内容確認のためのヒアリングを行う場合があります。

※採択は1申請者につき年度内1回までとします。

6. 支援金交付

事業終了後、1か月以内に所定の事業報告書と対象経費の支出を証明する領収書・銀行振込明細書類（コピーも可）を郵送、持参、メール、いずれかの方法で提出してください。（3月に事業終了する場合は翌月4月10日までに提出してください）

作成した広報物や記録（ドキュメント）がある場合には、現物を提出してください。

ウェブ上で広報や活動記録・報告に関しては、URLをお知らせください。

提出物の内容を審査し、ロゴマークの使用など、適正に事業が終了したと認められた場合に、助成金額を確定し通知します。なお、助成金額の確定後、所定の請求書を提出いただき、その提出の日の翌月末までに申請者名義の口座に振り込みます。

※対象経費の支出を証明する領収書類について

- ・原則として、発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること
- ・原則として、領収書類に記載される宛名は、申請者と一致させること

7. 事業実施にあたっての留意事項

（1）事業内容の公表

採択された事業については、採択結果、申請者名の情報をウェブサイト等で公表します。

（2）ロゴマークの掲載

採択された事業の実施に際して作成するチラシ・ポスター・プログラム等の印刷物、広報用のウェブページに、クレジットとして「助成：アーツカウンシル金沢」の文言の記載、およびロゴマークを掲載してください。（映像の場合はテロップとして挿入し、完成させてください。）なお、クレジットやロゴマークの掲載がない場合、助成金は交付されません。

ロゴのダウンロード URL : <https://artscouncil-kanazawa.jp/about/logo/>

ロゴマークを使用する場合は、必ずガイドラインをご確認ください。

(3) アーツカウンシル金沢による視察等

アーツカウンシル金沢関係者による視察や訪問、撮影等に協力をお願いします。

(4) 収入・支出に関する書類の保管について

当該広報活動に関する収入・支出の内容を証する関係書類を 5 年間保管してください。また、必要に応じて、活動の状況・実績等を調査する場合があります。

8. 事業の中止・変更について

事業内容の変更（実施会場や実施日の変更）又は事業を中止する場合は、アーツカウンシル金沢まで報告してください。変更の連絡をせずに、事業の変更・中止をした場合は、採択を取り消す場合があります。

9. 助成金の併用について

アーツカウンシル金沢の助成プログラム「交流滞在支援」、「広報小口支援」また、金沢市及び金沢市外郭団体以外の自治体や財団、民間助成金等との併用は可能です。

10. 申請先・問い合わせ先

アーツカウンシル金沢（受付：平日 9 時～17 時 45 分）

〒920-0999 金沢市柿木島 1 番 1 号 金沢市第二本庁舎 2 階

TEL : 076-223-9898 / FAX: 076-261-5233 TEL : 076-223-9898

E-mail : council@kanazawa-arts.or.jp

WEB : <https://artscouncil-kanazawa.jp/>

別紙

環境整備支援 助成対象経費

費 目	内 容
運搬費	作品・楽器・機材・大道具等の運搬費・配送、ガソリン代等
使用料	照明・音響・映像・特殊効果機材や発電機、楽器、大道具、テント、運搬車両等の借上（レンタル）料
手数料	ピアノ調律費等

（注）

助成対象経費は対象事業の実施にとって有用な物品であることが明確で、またその経費として区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限りま
す。

※表に該当しない経費については、別途お問合せください。

助成対象経費とならない経費

費 目	内 容
報酬費	音響、照明、映像等技術スタッフや設営・設置等にかかる人件費 企画制作費、講師謝金等
使用料	会場使用料、会場付属設備使用料 稽古場使用料、作品制作等に係る工房等の使用料
修繕費	会場設備整備費及び修繕費
交際費	飲食に係る経費（取材・打合せ時の飲食代、交際費、接待費、レセプション・パーティー費、打ち上げ費、ケータリング費等）
その他	消耗品・備品購入費 映像上映（権）費用や著作権使用料及びその手続きに係る経費 展示品保険、イベント保険等